

社会福祉法人征峯会 役員等報酬規程

社会福祉法人征峯会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人征峯会（以下「当法人」という）定款第9条及び23条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下これらを「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給することができる。

- (1) 常勤の理事については、報酬を別表1、別表2のとおり支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を別表3のとおり支給することができる。

2 前項(1)に規定するもののうち、役員に対する報酬等の総額は、年度ごとに30,000,000円を超えないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 前条第1項(1)の常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1、別表4に定める額。
- (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額。ただし、第5条の職員兼務役員には支給しない。

2 前条第1項(2)の非常勤の役員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は、支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

筑西市内 3,000円

その他 5,000円

- (2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

筑西市内 3,000円

その他 5,000円

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(当法人職員との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表4の定めによるものとし、職員給与に加えて支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月末日(ただし、その日が休日の場合は、その前日に繰上げて支給する。)

(2) 賞与 毎年度 7月 1月

2 非常勤役員等に対する報酬は、会議等に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その就任した日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。ただし、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算した金額に1円未満の端数が生じたときには、1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

別表1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 600,000円
業務執行理事	月額 450,000円
理事	月額 300,000円

別表2（常勤の理事の賞与）

役職名	報酬の額
理事長	報酬月額×24ヶ月分を限度額とする
業務執行理事	報酬月額×24ヶ月分を限度額とする
理事	報酬月額×24ヶ月分を限度額とする

別表3（非常勤役員等の報酬）

役職名	日額
評議員会・理事会・監事監査会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	10,000円

別表4（職員給与を支給している役員に対する役員等報酬）

役職名	報酬月額
理事長	200,000円
業務執行理事	100,000円
理事	50,000円